

令和8年度第1回あわら市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月27日（月）午後1時30分から午後2時45分まで

2. 開催場所 あわら市役所 正庁

3. 出席委員（10人）

会長	13番	加藤 秀信		
委員	1番	吉村 智和	3番	田嶋 睦
	5番	江川 直美	6番	塚田 倫一
	7番	石谷 吉昭	8番	中嶋 豊美
	9番	田崎 正實	10番	石田 継治
	12番	炭田 学		

4. 欠席委員（4人）

2番	田川 幹雄	4番	川崎 善徳
11番	堀川 治夫	14番	朝倉 雪

5. 議事日程

- 第1 開会
- 第2 会長挨拶
- 第3 業務報告
- 第4 議事録署名人の指名
- 第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 現況証明願について
議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告について
- 第6 その他
 - (1) 5月の農業委員会定例総会開催予定について
 - (2) その他
- 第7 閉会

6. 事務局 局長 宮川 豊一 局長補佐 藤井 恭代
主査 板東 裕美 主事 酒井 麻江

7. 会議の概要

◇開会宣言

◇会長あいさつ	
◇定足数の確認	
事務局	出席状況報告。 委員総数24名中、出席委員16名。農業委員総数14名の過半数の出席。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議成立。
◇業務報告	
事務局	【業務報告】
◇議事録署名人の指名	
議長	議事録署名人に、5番・江川委員、6番・塚田委員を指名
◇議 事	
議長	続きまして、日程第5 議事に入ります。
◇議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員の説明を求めます。番号1番・7番について、11番・堀川委員ですが、本日欠席のため先ほどの事務局の説明に替えさせていただきます。次に、番号2番・3番について、6番・塚田委員お願いします。
6番	事務局の説明からの説明ありましたように、問題ないと思われま。
議長	次に、番号4番・5番については、私の方から説明します。 〇〇さんは集落内で水田を耕作しておりまして、△△さんは□□地区の方に出ておりますので、●●さんは集落にいますけれども、農業をやっていませんので、■■さんに所有権移転ということで買い取るということで問題はないと思います。
議長	次に番号6番について、2番 田川職務代理者ですが、本日欠席のため先の事務局の説明に替えさせていただきます。
議長	それでは、これらの案件について、ご質問はありませんか。
12番	1番の件なんですけど、外国人の第3条に従った土地の所有ということなんですけれども、この人の所有する条件というのは満たされているのかどうかというのを伺いたしたいと思います。例えば150日間の年間の事業をすることとか、効率的に利用すること、さらに就農者であることに対して、どういう風にそれを就農者として認めておられるのか。さらにですね、農業計画、農地利用計画とかそういう計画書を出すことが要求されていますけれども、この辺のところはどういう風な経緯を持って、調査された結果として取得可能ということになっているのか教えていただきたいと思ひます。
事務局	3条の申請におきまして、営農計画書であるとか農地の利用計画書は出していただいております。その中で年間の従事日数も年間150日満たしているかも確認をとっております。
12番	就農者としては認められているんですか？
事務局	現状は□□地区にお住まいで農業はされていませんけれども、今後□□から〇〇地区のこの畑の隣の空き家に引っ越されて農地を使って利用していきたいという申し出でございますので、現状はされていないんですけれども、今後やっていくという風にお聞きしております。
12番	現状、就農者でない場合に取得はできないんじゃないですか。就農してから、就農者として認定を受けてからの土地売買という形にできるのではないかと。それを前提条件にしてやるということは事実上可能なんじゃないか。
事務局	調査書にもあります通り、農作業に常時従事するかっていうところの確

	認だと思いうんですけれども、そこは常時すると、先ほどの150日要件もありますけれども、そこで確認を取ってありますので、現状、就農者ではありませんけれども就農するとおっしゃっていますので問題ないと思われま
12番	就農者でないということであれば、取得できないということが、元々3条の条件になっているのであればこれは難しいんじゃないかと思うんですけどそこ辺はどうなんでしょうかね。
事務局	就農者かどうかというのはこれから就農していくという計画書を出してもらえれば就農する方ということで大丈夫になっておりまして、そうしないと面積ゼロの方が農地取得できないようになってしまいますので。しかも今回の事例ですと、隣の空き家を取得すると同時に、〇〇㎡の農地を取得して、ジャガイモとかピーズを栽培するという計画になっています。隣に引っ越して、すぐに農作業、クワでもスコップでも小農具さえあれば、営農は可能だというふうに農業委員会は判断できますので、許可できると思っています。
12番	話は分かるんですけど、そうなれば農業委員会として、就農者としての認定を先に就農者として認めたらどうなんですか。今からの可能性の中で、就農者として認めてもいいんじゃないかという仮認定のものを持ってルールを踏襲するということになりますので、その辺でルールに従うのであれば、農水課の中で就農者として認めて、それで問題ないんだということやめた方がいいんじゃないですか。今農業委員会で問題なしということになれば、その後何か起きたとしたとしても、農業委員会の責任として認めたという形になるんじゃないかと。今説明されているのは、農水課として就農者として認めているんだよということになれば、それは農水課としての責任を持って判断したということになるんですけど、我々はルールにないことをもって、前提条件でOKだという形になると、全て農業委員会の中での責任になるんじゃないかと思うんですけど、どうなんでしょうかね。
事務局	農業委員会事務局としてですが、〇〇さんが提出されている就農計画に基づいて、この方は、就農者ということで対応させていただきます。農業委員会としては別に責任を問われることはないと思います。
12番	農政課として、就農者として認めると。それを持って農業委員会としては問題ないという形の判断をするということによろしいですね。
事務局	それでいいです。委員さんがおっしゃられる、就農者として認めるというのは認定農業者のことをおっしゃっているんでしょうか。就農者として認めるっていうのは。
12番	文献等によりますと、農業として就農する認定農業者と別次元の問題だと思うんです。 この辺のところは農水課の方がよくご存知だと思うんですけど。
事務局	失礼しました。認定農業者として認定するののかというご質問かと思いましたが確認させていただきました。
議長	あくまでもこれは農林課が就農者として認めた。あくまでも農業委員会はこの農地法第3条の規定による所有権移転で問題ないかということの審査ですので、問題ないと思います。
12番	そういうことを先に言っていただいて、今、就農者ではないんですけど、もうこういう風な形で就農していくんだということを認められるので、そこはもう農水課として判断しました、それをもって、この外国人の方の農地取得についてはどうですかねという意見でいいかなというふうに思います。
議長	それでは他にございませんか。
	(質問なし)
議長	他に無いようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」許可することに賛成の方の挙手を求めます。

	(全員挙手)
議長	賛成全員です。よって許可相当と認めます。
◇議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員の説明を求めます。 番号1番から4番について、4番・川崎委員ですが、本日欠席のため先ほどの事務局の説明に替えさせていただきます。
議長	次に、本件について、本日、現地調査を行っておりますので、調査員を代表して、12番・炭田委員に調査結果の報告をお願いします。
12番	本日午前中に石田委員と田崎委員と私の3人で現地を調査しにまいりました。農業用の土地のところについては、排水についても周りに影響するようなこともないような状態になってますので、問題ないと判断いたしました。
議長	それでは、この案件について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	質問がないようですので、採決に入ります。 議案第2号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 県に進達する事に賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	賛成全員です。よって県に進達するものと致します。
◇ 議案第3号 現況証明願について	
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員を求めます。番号1番について、10番・石田委員をお願いします。
10番	事務局の説明どおり問題ないと思われまます。
議長	次に本件について本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、12番・炭田委員に調査結果の報告をお願いいたします。
12番	先ほど石田委員が説明されましたように、特に現地として見た時には問題ないと思います。もう家も朽ち始めているので早く壊して新たな方に使っていただくような形にした方がいいというふうに判断しますので、この証明については証明してもよいのではないかと判断します。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは、この案件について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	質問がないようですので議案第3号「現況証明願について」非農地と判断することに承認する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	賛成全員です。よって承認することといたします。
◇ 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	
事務局	【事務局説明】
議長	それでは、本案について、何かご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	質問がないようですので採決に入ります。 なお、番号1番については炭田委員が、番号4番については、私が関係

	<p>していますので、まず、それらを除く2番、3番、5番から8番について採決します。</p> <p>それでは、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について」、2番、3番、5番から8番について、「意見なし」とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)
議長	<p>賛成全員です。よって意見なしと決定することとし、あわら市に対してその旨回答いたします。</p> <p>次に、番号1番について、採決します。炭田委員、退席をお願いします。それでは、番号1番について、「意見なし」とすることに賛成の方の挙手を求めます</p>
	(挙手全員)
議長	<p>賛成全員です。よって、「意見なし」と決定することとし、あわら市に対してその旨回答いたします。</p> <p>炭田委員 入室してください。</p> <p>次に番号、4番ですが、私が関係していますので議長を交代したいと思います。本来、田川職務代理者が議事進行を行うところですが、本日、欠席されておりますので、代わりに田崎委員にお願いしたいと思います。</p>
9番	<p>それでは、加藤議長が退出したため、議事を進行します。</p> <p>それでは、番号4番について、採決します。番号4番について、「意見なし」とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(挙手全員)
9番	<p>賛成全員です。よって「意見なし」と決定することとし、あわら市に対してその旨回答いたします。</p> <p>加藤議長 入室してください。</p>
◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について	
事務局	【事務局説明】
議長	本件について、何かご質問ございませんか？
	(質問なし)
議長	質問がないようですので、報告第1号を終わります。
◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告について	
事務局	【事務局説明】
議長	本件について、ご質問はありませんか。
12番	賃借人の〇〇生産産組合というものと60何件の方が賃借権契約をしていたものを解約するということになるんですけど、今後この辺の農地についてはどういう風な運営をされるかなんか分かっていたら教えていただきたいと思います。
事務局	〇〇生産組合さんは任意の組合として残す予定だそうですが、組合の解散に伴うものによる解約でございます。この後は中間管理事業にて新規契約を行いまして、中間管理事業での管理という形で管理していく予定でございます。
	(質問なし)
議長	質問がないようですので、報告第2号を終わります。
◇ その他	
	【その他（1）事務局説明】
議長	本件について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
	【その他（2）事務局説明】
議長	本件について、ご質問はありませんか。
12番	2点あります。

	<p>1点目は、4/16の農業新聞で農地所有者が1割分からなくなっているという記事があった。あわら市の現状はどうなっているのか。どう対応していくのか。</p> <p>2点目に、3/31付けの新聞でPFASが検査項目に追加された。法律が改正されているにもかかわらず、12月の総会時に賛成多数で可決された件はどう説明するのか。</p>
7番	<p>〇〇委員が話した件なんですけど、私が23日に、国土交通省を含め、厚生労働省、環境省、経済産業省といろいろ話し合いがあった時に、国土交通省の下水道課の企画課の企画室長と係長がお見えだったので、確認をしたんですね。下水道処理場について、重金属の排除をやってるんですかって話したら、日本全国、下水道処理場に重金属の除去装置はついてませんとはっきりおっしゃってました。</p> <p>一般家庭から出る下水道なので、基本的には入ってないということを前提にしております。万が一出た時には、小さい企業からも出てる下水道入ってるものがあるので、可能性のあるところに調査に行きますという報告を受けたんです。そうすると、今まで話してきたことと若干違ってくるので、あくまでも下水道処理場が検査をして問題がなかったら丸岡（エコグリーン）へ出してますよっていう話なんですけど、これ根本的に考えないと、前提が一般家庭から出る下水道なので、重金属が入ってないっていうのが基本ですっていうことを室長はおっしゃってました。</p> <p>実は、私のところでもこういう問題があったんですって話をしたら、実はそれについては可能性のある企業に対して検査をみなさいということを使う程度のものであって、下水道処理場としては、1ヶ月に1回なのか2ヶ月に1回かはわかりませんが、検査した結果、出なければそのまま汚泥として出しますというお返事をいただいております。ですから、ちょっと以前の話とは若干狂ってきてるなという気はしたので、もうちょっと考えないと大変なことになるなというふうに思いました。あくまでも23日に会った時の話でございます。</p>
12番	<p>追加ですね、あわら市でもこういう問題が起きています。</p> <p>□□でPFASが基準値以上になったというのが報告されている。それと下水道の中で2件ほど、福井県内でも2件ほど基準値をオーバーする下水道の土壌の汚染があったということで、そんなに稀な問題ではなくて、これから頻繁に起きる。ましてはとなりの石川県では、〇〇企業が地下水に相当のPFASが入って、住民が血液検査をしないといけないような状態に追い込まれているというふうなことを鑑みると、下水道の土壌をちゃんと調べた結果として、それを肥料化して、農地の肥料としてやらない限り大変なことが起きるとするのは、地下浸透した結果、その下の水田に対してそういうものが含まれると、農作物にそれが含まれて、みんな人体に影響するだけじゃなくて、それが分かったら、そこで生産する米は一切売れません。そういうふうなことを考えると、現状で70ヘクタールもそういうふうな土地になっているということがさらに増えていくような形になる前に、あわら市の農地を守るというのにはどうするんだということをしっかりともう1回考え直した方がいいように思います。</p>
事務局	<p>1点目の農地の所有者が、全国で1割ほどわからなくなっているところですけども、市内においてどれくらいあるのかっていうところなんですけど、手持ちがないので、また回答は後日とさせていただきたいんですが、以前もお話ししてありますが、所有者がもうわからないとかは農業委員会で調べていきますし、そこをやりたいという方がいらっしゃれば、以前も説明した通り、法律に則って事務を進めていきまして、農地をやったださる方に引き継いでいくということはさせてもらおうと思っております。所有者不明農地に関しては、継続して探していくというような手続きを踏んでいきたいと思っております。</p>

12番	<p>ちょっとよろしいですか。その流れでいくと確実に行方不明になってしまう農地がいっぱい増えます。というのは、法律自身で、例えば遺産相続で都会の人に土地を譲ると。1代目はいいですよ、2代目、3代目になると、どこのことかわからないような形の中で、連絡も滞ってしまう。結果として、中間管理機構としてはトレースができなくなって、もうすでに私どもの圃場に対してはトレースができないので、中間管理機構から外しますというふうな判断をされて、もう外れた状態になっている。これがどんどん増えていくと、地域の中で何箇所も穴が開いて、何とかしようにしても、地権者がいない中で地域の農業の人の行動ができなくなる。そこに対して法律以外に何か工夫していかないと、例えば都会の人が相続するのであれば、何かあった時には、あわら市の中で中間管理機構が預かって、農業を維持するような形の行動を取りますよとか、なんかもうワンクッションないと、非常に危なっかしいというか、もう1割が2割、2割が3割になるというのが目に見えているし、その結果、いくら地域計画ですよって10%減らすよと言っても、全然スピードが違うんですよ。消失していくスピードがね。その危機感というのは、ぜひ共有する中でどういう工夫ができるかというのは、ぜひ、やってほしいなというふうに思います。</p>
議長	<p>〇〇委員がおっしゃってることわかるんですけど、先月の常設審議委員会の時に、□□市のところで2件ほど、もうわからない所有者のところを農業会議が賃借料を決めて、中間管理機構を通したのが2件、出てきました。</p> <p>そういうふうにやれば、あわら市内でも中間管理機構の契約はできると思います。農業会議に電話で聞いてみると分かると思います。</p>
12番	<p>私としては、そういうふうな工夫で、農地を維持するというやり方は非常に賛成なので、ぜひあわら市としてもそういうことを推進していただけるような、農業委員会としての中間管理機構への提示をしていただければありがたいなと思います。</p>
7番	<p>今委員の話聞いてると思うんですけど、地区的に問題あるなと思って、いろいろと。うちの地区はこんなの一切ないから。やっぱり皆さん、家に戻ってきて後継ぐので。農業やらなくてもお貸しするとか、そういうことやりますけど、街内に近いところについては、今おっしゃるように県外出ちゃって、もうわからないっていうのが出てくると思うんです。</p> <p>事務局側もその辺ちょっと地区を決めてきちっとやった方がやりやすいと思うけど。全部見れと言っても見れるわけじゃないですよ。だからうちの地区は多分ないわ。もし、どこかであったとしても、ちゃんと分かっているから、連絡取れるから、そういうふうな形で借りるとかってやるので、そういう放置されているようなところはないっていうのが現状なんですけど、やっぱりそれは地区によってあると思うんです。だからやっぱりその辺はちょっと考えてやった方が効率的になるんじゃないですか。</p>
12番	<p>別の人とも話した時にね、今農業をやっている平均年齢がどんどん高齢化して行って、地区の人も、私ども街内なので都会に行ってしまうんだけど、地区の人でも、高齢化して後継者がいなくなるとか、少子高齢化の中で起きてくるので、ある程度基本的な考え方の中で、こういうのは対処していこうということのベースを持っていく中で、地域の現状に合ったものを先に優先してやっていくとか、そういう中で基本的な考え方だけは統一する中で、優先順位としてこうやりますよというのはありだと思ってるんですけど、ぜひそういうふうな中で、農地が荒れないような形の政策にしていなければなと思います。</p>
事務局	<p>今、会長おっしゃったように、担い手農家さんの方で、この農地はどうしても借りて耕作しないと効率的に良くない場所とかっていうのは絶対あると思うんで、そういうところを優先しまして、農地中間管理制度、不明な農地でも借りを受けるような制度をちょっと調べまして、対応していこ</p>

	うかなというふうに思います。〇〇市の例を参考にしまして。多分、土地代のお金を供託するんだと思います。
12番	ぜひそういう風に。私どもが預かっていた農地はもう中間管理機構外しますみたいな形になってしまったんで、もう一回そういうふう復活しまして、農地としての管理維持ができる状態を永続的にできるように、ぜひお願いしたいというのが一つ。で、その件についてはもういいんですけど、2点目の件についてどういたしましょうかね。
	(汚泥肥料に対する質疑・応答)
事務局	法改正のところがちょっと見落としていたというようなご指摘かと思えますので、確認させていただきます。
議長	一応、法改正から、生活環境課の方も聞いてもらって、次回の宿題ということで事務局にお願いしたいと思います。 それでは他にございませんか。そうではないようですので、その他を終わります。
	(質問なし)
◇ 閉 会	
議長	他にないようですので、以上をもちまして、本日の会議を閉じます。 慎重なるご審議を賜り、ありがとうございました。

令和8年4月27日

議 長

委 員

委 員